

# 決算報告書

第 13 期

自 令和3年3月1日

至 令和4年2月28日

一般社団法人 日本リウマチ学会

東京都港区浜松町2丁目9番6号

貸借対照表

(単位:円)

令和4年2月28日現在

I 資産の部		2021年度	II 負債の部		2021年度
科目			科目		
流動資産	現金	0	流動負債	未払金	10,000
	普通預金	651,226,057		未払法人税等	70,000
	みずほ銀行/虎ノ門	(6,203,095)		前受金	9,486,000
	三菱UFJ銀行/虎ノ門	(318,889,873)		預り金	617,784
	三菱UFJ銀行/第64回学術集會口	(0)		仮受金	205,443,280
	三菱UFJ銀行/第65回学術集會口	(0)			
	三菱UFJ銀行/第66回学術集會口	(160,808,000)			
	三菱UFJ銀行/学会口	(0)			
	三菱UFJ銀行/抄録口	(0)			
	三菱UFJ銀行/AI口	(0)			
	郵便貯金	(4,710,349)	流動負債合計		215,627,064
	郵便振替口座00140	(128,791,468)	固定負債	学術集會等準備基金	160,800,000
	郵便振替口座00170	(31,823,272)		APLAR積立準備基金	10,000,000
	支部預金	89,673,580			
	未収金	2,213,000			
	前払金	3,004,048			
	棚卸資産	0			
仮払金	18,520,350	固定負債合計		170,800,000	
		負債合計		386,427,064	
流動資産合計		764,637,035	III 正味財産の部		
固定資産	(1)基本財産		基金	基金	120,000,000
	普通預金	120,000,000		(うち基本財産への充当額)	(120,000,000)
	三井住友銀行/浜松町	(120,000,000)		(うち特定資産への充当額)	(0)
	基本財産合計	120,000,000	指定正味財産	指定正味財産合計	0
	(2)特定資産			(うち基本財産への充当額)	(0)
	特定資産合計	0		(うち特定資産への充当額)	(0)
	(3)その他固定資産				
	学術集會等積立金	160,800,000			
	APLAR積立金	10,000,000			
	三菱UFJ銀行/基金口	(170,800,000)	一般正味財産	一般正味財産合計	565,404,166
	構築物	7,132,309		(うち基本財産への充当額)	(0)
	什器備品	9,642,499		(うち特定資産への充当額)	(0)
	ソフトウェア勘定	20,476,500			
	減価償却累計額	-30,893,913			
敷金	10,036,800				
その他固定資産合計	187,194,195	正味財産合計		685,404,166	
固定資産合計		307,194,195	負債及び正味財産合計		1,071,831,230
資産合計		1,071,831,230			

正味財産増減計算書  
自 令和3年3月1日 至 令和4年2月28日

(単位:円)

科目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	増減(2021年-2020年)
I.一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
(1)経常収益			
受取会費			
会費収入	120,958,000	124,074,000	3,116,000
事業収益			0
広告料収入	25,669,600	27,545,100	1,875,500
諸制度収入	28,942,550	21,338,000	-7,604,550
学術集会収入	219,676,316	269,251,845	49,575,529
支部収入	27,105,792	108,213,778	81,107,986
教育研修会収入	14,667,000	21,596,000	6,929,000
国際関連事業収入		1,810,000	1,810,000
経常収益計	437,019,258	573,828,723	136,809,465
(2)経常費用			0
事業費	334,575,608	451,240,283	116,664,675
学術集会経費	199,073,854	256,699,128	57,625,274
学術集会関連経費	4,315,216	4,489,093	173,877
関連学会費	2,388,062	2,154,683	-233,379
委員学会費	1,342,409	2,744,337	1,401,928
会議費	592,516	2,744,891	2,152,375
国際関連事業費	2,127,629	9,867,833	7,740,204
諸制度運営費	32,961,575	12,407,837	-20,553,738
教育研修費	14,854,215	15,205,597	351,382
英文誌経費	14,703,087	10,556,017	-4,147,070
情報通信経費	11,948,702	11,669,140	-279,562
調査研究費	12,737,449	11,431,256	-1,306,193
支部経費	28,570,357	101,999,053	73,428,696
保守管理費	6,409,479	7,099,784	690,305
支払手数料	2,225,638	2,141,806	-83,832
雑費	325,420	27,828	-297,592
医学用語集		2,000	2,000
管理費	72,369,897	72,558,296	188,399
給料手当	7,244,628	14,185,532	6,940,904
雑給	303,072	168,168	-134,904
賞与	12,488,650	12,657,550	168,900
通勤費	872,570	887,238	14,668
紹介手数料		0	0
法定福利費	8,145,242	8,191,979	46,737
福利厚生費	85,657	111,607	25,950
報酬	2,588,404	3,015,876	427,472
旅費交通費	8,300	49,730	41,430
通信運送費	3,441,599	3,201,084	-240,515
印刷費	1,612,585	522,390	-1,090,195
消耗品費	1,955,834	2,167,302	211,468
接待交際費	7,920	0	-7,920
保険料	2,254,310	2,356,700	102,390
賃借料	14,713,056	14,713,056	0
水道光熱費	374,475	373,371	-1,104
諸管理費	3,327,910	2,884,068	-443,842
租税公課	11,318,211	5,775,118	-5,543,093
移転費		0	0
減価償却費	1,627,474	1,297,527	-329,947
経常費用計	406,945,505	523,798,579	116,853,074
当期経常増減額	30,073,753	50,030,144	19,956,391
経常外増減の部			0
(1)経常外収益			0
寄付金・助成金	7,601,997		-7,601,997
雑収入	22,890,738	50,470,604	27,579,866
移転補償料			0
特別利益			0
経常外収益計	30,492,735	50,470,604	19,977,869
(2)経常外費用			0
雑損損失		180,000	180,000
固定資産減損失			0
特別損			0
APLAR積立準備基金繰入			0
経常外費用計	0	180,000	180,000
当期経常外増減額	30,492,735	50,290,604	19,797,869
当期一般正味財産増減額	60,566,488	100,320,748	39,754,260
一般正味財産期首残高	404,516,930	465,083,418	60,566,488
一般正味財産期末残高	465,083,418	565,404,166	100,320,748
II.指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III.基金増減の部			0
基金受入額			0
基金返還額			0
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	120,000,000	120,000,000	0
基金期末残高	120,000,000	120,000,000	0
IV.正味財産期末残高	585,083,418	685,404,166	100,320,748
	467,511,993	624,299,327	
	406,945,505	523,978,579	
	60,566,488	100,320,748	

# 財 産 目 録

令和4年2月28日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>資産の部</b>			
1.流動資産			
現金預金	740,899,637		
普通預金	651,226,057		
みずほ銀行/虎ノ門支店	(6,203,095)		
三菱UFJ銀行/虎ノ門支店	(318,889,873)		
三菱UFJ銀行/第64回学術集的口	(0)		
三菱UFJ銀行/第65回学術集的口	(0)		
三菱UFJ銀行/第66回学術集的口	(160,808,000)		
三菱UFJ銀行/学会口(事前参加登録)	(0)		
三菱UFJ銀行/抄録口	(0)		
三菱UFJ銀行/AI口	(0)		
郵便貯金	(4,710,349)		
郵便振替預金(00140)	(128,791,468)		
郵便振替預金(00170)	(31,823,272)		
支部預金	89,673,580		
未収金 クレジットカード 他	2,213,000		
前払金	3,004,048		
棚卸資産	0		
仮払金	18,520,350		
流動資産合計		764,637,035	
2.固定資産			
基本財産			
三井住友銀行/浜松町支店	120,000,000		
基本財産合計	120,000,000		
その他固定資産			
学術集会等積立金	160,800,000		
APLAR積立金	10,000,000		
(三菱UFJ銀行/基金口)			
建物附属設備・器具備品・ソフトウェア	6,357,395		
敷金	10,036,800		
その他固定資産合計	187,194,195		
固定資産合計		307,194,195	
資産合計			1,071,831,230

科 目	金 額		
<b>負債の部</b>			
1.流動負債			
未払金	10,000		
未払法人税等	70,000		
前受金	9,486,000		
2022～2025年度会費等	(868,000)		
指導医登録料 112名	(2,240,000)		
その他 研修会共催金等	(6,378,000)		
預り金 源泉所得税・健康保険・厚生年金	617,784		
仮受金 総会学術集会等	205,443,280		
流動負債合計		215,627,064	
1.固定負債			
学術集会準備基金	160,800,000		
APLAR積立準備基金	10,000,000		
固定負債合計	170,800,000		
負債合計		386,427,064	
正味財産			685,404,166

## 財務諸表に対する注記

### 1.重要な会計方針

#### 資産の評価基準及び評価方法

##### (1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品は最終仕入原価法

##### (2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定率法  
但し、平成10年4月1日以降取得の建物については定額法

無形固定資産 法人税法の規定による定額法

##### (3)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

### 2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	普通預金	120,000,000	0	0	120,000,000
	基本財産計	120,000,000	0	0	120,000,000
特定資産	特定資産計	0	0	0	0
合計		120,000,000	0	0	120,000,000

### 3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	資産の種類	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充 当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち基金からの 充当額)	(うち負債に 対応する 額)
基本財産	普通預金	120,000,000	0	0	120,000,000	0
	基本財産計	120,000,000	0	0	120,000,000	0
特定資産	特定資産計	0	0	0	0	0
合計		120,000,000	0	0	120,000,000	0



## 独立監査人の監査報告書

令和3年8月19日

第65回日本リウマチ学会総会・学術集会  
会長 竹内 勤 殿

小見山公認会計士事務所

公認会計士

小見山 勤 

### 監査意見

私は、第65回日本リウマチ学会（以下法人）総会・学術集会収支報告書（会期令和3年4月26日から令和3年4月28日開催。以下、収支報告書）の監査を行った。

私は、上記の収支報告書は、第65回日本リウマチ学会総会・学術集会の収支の状況を、全ての重要な点において、学術集會事務運営細則に準拠して作成されているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限

収支報告書は、一般社団法人日本リウマチ学会及び第65回日本リウマチ学会総会・学術集会のために、学術集會事務運営細則に準拠して作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。このことは、私の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、一般社団法人日本リウマチ学会及び第65回日本リウマチ学会総会・学術集会のみを利用者として想定しており、一般社団法人日本リウマチ学会及び第65回日本リウマチ学会総会・学術集会以外に配布及び利用されるべきものではない。

### 収支計算書に対する会長の責任

会長の責任は、学術集會事務運営細則に準拠して収支報告書を作成することにある。また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。会長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支報告書を作成するために会長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 会長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに会長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 会長が入手した監査証拠に基づき、重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性に関する収支計算書の注記事項が適切でない場合は、収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている。
- ・ 収支計算書の表示及び注記事項が、学術集會事務運営細則に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

## 利害関係

第 65 回日本リウマチ学会総会・学術集會と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

私は、一般社団法人日本リウマチ学会監事として、令和年3月1日から令和4年2月28日までの事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録、剰余金の処分に関する議案及び付属明細書を監査致しました結果、適法かつ正確であることを認めます。

令和4年 3月 15日

一般社団法人 日本リウマチ学会

監事 岡山 昭彦 

監事 橋本 淳 

## 独立監査人の監査報告書

令和4年3月11日

一般社団法人日本リウマチ学会  
理事長 竹内 勤 殿

小見山公認会計士事務所

公認会計士

小見山 勤 

### 監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づき、一般社団法人日本リウマチ学会の令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第13期事業年度の貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上